

## 司法試験の在学中受験について

令和 5 年度に実施される司法試験から、法科大学院に在学中の学生のうち、一定の要件を満たした者について、司法試験を在学中に受験する資格が認められる。

在学中に受験する資格を得るためには、以下の 3 つの要件を満たした上で、司法試験委員会が定める様式により、法科大学院を設置する大学の学長の認定を受けなければならない（司法試験法施行規則〔施行は令和 4 年 10 月 1 日〕 4 条）。

- (1) 法科大学院に在学していること
- (2) 司法試験が行われる日の属する年の 3 月 31 日までに当該法科大学院において所定科目単位（後述参照）を修得していること
- (3) 当該年の 4 月 1 日から 1 年以内に当該法科大学院を修了する見込みがあること

なお、認定を受けた後であっても、司法試験が終了する日までの間に上記の要件を満たさなくなったときは、認定が取り消される。

所定科目単位は、以下の通り、合計 52 単位と定められる（司法試験法施行規則 3 条）

（具体的な科目名については、履修規程の別表を参照して下さい）。

- ① 法律基本科目の基礎科目 30 単位
- ② 法律基本科目の応用科目 18 単位
- ③ 選択科目 4 単位